

## 社会福祉法人芦別白光舎 競争入札心得

### (総則)

第1条 社会福祉法人芦別白光舎（以下「法人」という）の一般競争入札及び指名競争入札を執行する場合の取り扱いについては、法令等別に定めるもののほか、この心得を承知するものとする。

### (入札の保証)

第2条 入札保証金は免除する。

### (入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書のうえ、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければならない。

2 入札参加者が一者でも入札を執行する。

3 郵送又は民間事業者による信書の速達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という）による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便等により送付して入札しようとする者は、その封に「〇〇工事 入札書」と朱書きし、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者の提供する同法第2条第2項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして理事長が定めるもので提出しなければならない。

### (不正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行わない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### (代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければならない。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その法人名及び代表者氏名）を併記し代理人が押印して入札するものとする。

(入札書の書替え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

(無効入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を過除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (5) 代理人が2人以上の者の代理をした入札
- (6) 無権代理人がした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 郵便による入札で所定の日時までに到着しなかったもの
- (9) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (10) その他入札に関し不正の行為があった者のした入札

(開札)

第8条 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に参加できない場合は、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせる。

(再度入札等)

第9条 開札の結果落札に至らない場合は、直ちに出席者をもって再度入札を実施する。

- 2 再入札の執行回数は原則として、3回とする。
- 3 再入札によって落札に至らなかった場合には、随意契約による。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格を入札した者を落札者とする。

- 2 あらかじめ最低価格制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- 3 落札者となるべき条件をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員をもってくじを引かせる。

(最低価格の入札者を落札者としない場合)

第11条 法人は、開札の結果次の一に該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としない場合がある。

- (1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき。
- (2) その者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められるとき。

2 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とする。

(契約の締結)

第12条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、作成した契約書案に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から7日以内に法人に提出しなければならない。

(談合情報に対する対応)

第13条 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び工事費の内訳書の聴取を行うこと又は入札の執行を取りやめるものとする。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することもある

(入札の取りやめ等)

第14条 前条第1項及び第2項に定めるものの他、法人が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期、又は取りやめるものとする。

(入札の辞退)

第15条 入札参加者として指名された者又は入札参加資格を有すると法人が認めた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者として指名された者又は法人が認めた者は、入札を辞退するときは、その旨を各号に掲げるところにより申し出なければならない。

- (1) 入札執行前にあっては、その旨を文書等又は口頭により法人担当者に連絡すること
- (2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利な取扱いを行うことはない。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第17条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することもある。